

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(四九)
- 令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(五〇)
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令(五一)

〔省 令〕

- 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働四一)
- 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令(国土交通一九)

〔告 示〕

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件(総務五八、六〇)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件(同五九、六一)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件(中央選挙管理会四、五)
- 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件(消防庁四)
- 日本国に帰化を許可する件(法務六〇)
- 畜産用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件の一部を改正する件(農林水産・国土交通一)
- 昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)の一部を改正する件(環境一一)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛五七、五九)
- 都市計画に関する件(東北地方整備局三三、三四)
- 道路に関する件(関東地方整備局七七)
- 都市計画に関する件(四国地方整備局一九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示(関東地方整備局)
北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、特定保険募集人の所在の確知等、酒類の地理的表示を指定する件

関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

法令のあらまし

- ◆令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第四九号)(内閣府本府)
 - 令和五年等が発生した豪雨、地滑り、暴風雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。
 - 特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。
 - 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- この政令は、公布の日から施行することとした。
- ◆令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第五〇号)(内閣府本府)
 - 令和五年八月二日から同月一七日までの間の暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に鳥取県八頭郡八頭町の区域を追加することとした。
 - この政令は、公布の日から施行することとした。

異動の届出 異動事項
 年月日 他 の 政 治 団 体 の 名 称
 令和六年一月 教 育 無 償 化 を 実 現 する 会
 本部の所在地
 東京都千代田区永田町
 二一七七一―七二七
 東京都千代田区神田神保町一―五ステュー
 デイオ神保町二―二〇

○中央選挙管理会告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和四年中央選挙管理会告示第一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和六年三月十三日

異動の届出

異動の届出政党その他の政治団体の名称

異動事項

本部の所在地

新

旧

令和六年一月 みんなでつくる党 本部の所在地
 東京都千代田区永田町 二丁目九―六 十全ビル四〇五
 東京都千代田区神田錦町三丁目一―五番地一六―〇〇五

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第二項第四号の規定に基づき、令和四年消防庁告示第二号（審査等に係る基準の特例の細目）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二 特例を適用する審査等 〔一・二 略〕 三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、〔一〕から〔五〕までの物資及び〔六〕の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕 画 略 〔二〕 画 略 〔三〕 鶏卵その他の畜産物又はその加工品 〔四〕 略 〔五〕 〔六〕の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p>	<p>第二 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、〔一〕から〔五〕までの物資及び〔六〕の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕 画 同上 〔二〕 画 同上 〔三〕 新設 〔四〕 〔五〕 〔六〕の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p>

〔一〕の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
 〔二〕の車両にけん引される農業用機械器具
 〔三〕の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
 〔四〕の車両にけん引される農業用機械器具

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第六十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和六年三月十三日

法務大臣 小泉 龍司

- 住所 東京都北区西が丘一丁目14番1号 加留豊美 平成8年11月6日生
- 住所 大阪市西成区天下茶屋北1丁目6番8―208号 奥藤 平成4年1月8日生
- 住所 大阪府八尾市志紀町西3丁目8番地 デイン・テイ・フエン・トウ 昭和63年4月1日生
- 住所 大阪府東区綱島町3番13―407号 ゲン・テイ・フオン 平成元年7月2日生
- 住所 ゲン・チュオン・サン 昭和63年9月20日生
- 住所 ゲン・ホアン・テイエン・ミン 平成29年11月1日生
- 住所 ゲン・ホアン・チャー・テイエン 令和2年5月19日生
- 住所 大阪府阿倍野区北畠3丁目6番19―212号 張程皓 平成15年11月28日生
- 住所 横浜市中区池袋13番地1 徐鼎昌 昭和37年4月18日生
- 住所 石川県金沢市森山2丁目12番12号 アケン・テイエン・マキジム 平成8年3月5日生
- 住所 千葉市中央区中央港1丁目18番2号 胡正軒 昭和62年1月20日生
- 住所 千葉県西葛城の原6丁目6番地74 王依 昭和54年12月9日生
- 住所 徐春穎 昭和57年1月26日生
- 住所 王俊博 平成21年1月2日生
- 住所 王怡然 平成23年3月12日生
- 住所 埼玉県入間郡越生町大字越生699番地1 アミネル・イヌラム・ゴンナ 平成7年8月5日生
- 住所 埼玉県川口市川口5丁目1番13―202号 ヨンジュ・ラジャク 平成元年12月22日生
- 住所 埼玉県ふじの野市新田1丁目4番26号 ショウ・メイ・フンエルト 平成17年3月21日生
- 住所 東京都府中市八幡町1丁目3番地1 李正一 昭和50年6月9日生
- 住所 富山市婦中町速星633番地4 鄭真介 昭和54年12月31日生
- 住所 李甲蓮 昭和29年1月23日生
- 住所 大阪府天王寺区上本町9丁目6番29―802号 鄭佳奈 昭和56年6月22日生
- 住所 福岡市博多区東光寺町1丁目1番8―303号 張優大 平成2年10月13日生
- 住所 神戸市中央区若菜通6丁目4番24―603号 金梨花 平成6年7月18日生
- 住所 東京都品川区南大井1丁目2番6―205号 ウー・リツ・テイ 平成元年12月21日生
- 住所 東京都江戸川区西葛西7丁目14番12号 バウ・ナバロ・ヒロチ 昭和61年9月5日生
- 住所 岐阜市琴塚3丁目10番26―1号 カリーネ・ヌユミ・ヒガシノ 昭和61年8月3日生

- 住所 愛知県小牧市大字上末563番地1
ジエシカ・ユミ・サトウ 平成8年1月6日生
- 住所 千葉県松戸市東平賀539番地3
玄真児 昭和54年1月16日生
- 住所 大阪府城東区放出西1丁目2番51-1304号
高京子 昭和25年12月13日生
- 住所 大阪府東淀川区小松5丁目7番4号
金チユジヤ 平成11年2月28日生
- 住所 大阪府住之江区中加賀屋3丁目12番19号
岩本節子 昭和26年12月5日生
- 住所 大阪府東成区大今里西1丁目30番18-306号
鄭明香 昭和62年4月6日生
- 住所 大阪府天王寺区玉造元町8番4-3005号
李泰煥 昭和40年12月16日生
- 住所 金増子 昭和48年2月5日生
- 住所 李康臣 平成19年12月11日生
- 住所 李梨名 平成22年3月22日生
- 住所 大阪府生野区勝山北2丁目15番22号
金英輝 昭和60年10月22日生
- 住所 大阪府東淀川区豊里1丁目9番16-408号
徐年子 昭和38年1月31日生
- 住所 大阪府都島区友瀨町1丁目3番11-815号
辺公胤 昭和55年1月15日生
- 住所 大阪府西成区梅南2丁目3番19号
金美愛 昭和60年2月22日生
- 住所 群馬県桐生市境野町7丁目206番地4
イデイカハウエラ・ガマゲ・ラジユミカ・ヤサ
ツ・マドウランガ 平成7年3月18日生
- 住所 埼玉県入間市上小谷田1丁目3番1-408号
金順子 昭和31年2月26日生
- 住所 長野県木曾郡木祖村大字数原1982番地43
金吉永 昭和28年5月10日生
- 住所 長野県上田市古里831番地33
洪元變 昭和50年3月25日生
- 住所 福岡県筑井市春日町中筋第41号3番地14
金千秋 昭和38年9月10日生
- 住所 福岡県筑井市三國町米納津第21号24番地2
金チオコ 昭和40年6月22日生
- 住所 神奈川県海老名市柏ヶ谷701番地1
鹿旭 平成元年4月1日生
- 住所 鹿博 令和2年6月9日生

- 住所 神奈川県秦野市桜町1丁目1番18号
鄧新華 昭和47年3月16日生
- 住所 横浜府鶴見区東寺尾5丁目5番43-5022号
アルナ・ローラ・ヌダ 昭和30年1月31日生
- 住所 岐阜県羽島市竹鼻町狐六312番地
斉雪彦 昭和58年11月5日生
- 住所 愛知県安城市栗別所町茂新畑1番地181
張瓊 昭和57年4月20日生
- 住所 菅字野 平成17年1月25日生
- 住所 大阪府守口市高瀬町1丁目6番22号
本浩司 昭和43年9月24日生
- 住所 神戸市長田区戸崎通1丁目4番16号
安彩恵 平成5年6月20日生
- 住所 兵庫県尼崎市蓮家町28番地
本正子 昭和18年10月31日生
- 住所 茨城県水戸市元吉田町1444番地40
デイク・スリスデイクニンデイクス 昭和44年
7月18日生
- 住所 福岡県小郡市寺福童871番地7
ビカス・チュトリ 平成元年6月25日生
- 住所 ビニン・チュトリ 令和2年3月19日生
- 住所 千葉県船橋市吹が丘1丁目30番7号
チェリ・ウイン 昭和47年3月27日生
- 住所 バイ・カン・ジョ 平成13年6月12日生
- 住所 東京都世田谷区北沢1丁目43番2号
オスラン・アララシヤ 平成9年3月12日生
- 住所 山口県光市浅江6丁目13番2号
ゾク・サントス・ルーカス 平成10年6月12日生
- 住所 静岡県藤枝市岡部町三輪646番地21
エルウイン・デイクガゴ・デ・レオン 昭和60年
11月8日生
- 住所 福岡県宮若市本城1082番地1
ボウ・ナット・シヤルマ 昭和63年5月25日生
- 住所 東京都中野区中野4丁目20番2号
丁琳志 昭和57年12月1日生
- 住所 東京都中野区野方5丁目14番5号
李宥潔 平成21年7月8日生
- 住所 東京都杉並区宮前2丁目30番28号
何思奇 平成6年5月31日生
- 住所 神奈川県藤沢市大庭5222番地15
トウ・ライエン・ロン 平成5年8月16日生

○農林水産省 告示第一号
国土交通省

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）第六十三条第八号ホの規定に基づき、令和五年農林水産省告示第一号（畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十三日 農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。	第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。
一～四（略）	一～四（略）
五 鶏卵その他の畜産物又はその加工品	（新設） 五～八（略）
六～九（略）	第二 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両は農業用トラクター、トラクターシヨベルその他の畜産経営に必要な車両とし、当該車両に付随する物資は次に掲げるものとする。
一～三（略）	一～三（略）

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第十一号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年三月十三日 環境大臣 伊藤信太郎

改正後	改正前
四十 大腸菌数 下水の水質の検定方法に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する方法	四十 大腸菌群数 下水の水質の検定方法に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する方法